

岩手県告示第243号

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち地域振興部に係るものを次のように定め、平成20年4月1日から施行し、岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金のうち地域振興部に係るもの（平成18年岩手県告示第475号）は、平成20年3月31日限り、廃止する。

平成20年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

室課名	事業名
地域企画室	定住促進団地整備事業費補助、交通施設バリアフリー化設備整備費補助、運輸事業振興費補助、県立病院再編支援バス運行費補助、権限移譲モデル市町村等支援交付金及び市町村事務処理交付金
市町村課	本人確認情報処理事務交付金及び市町村振興宝くじ交付金
NPO・文化国際課	北方領土返還要求運動岩手県民会議事業推進費補助、国際交流推進事業費補助、いわて留学生友好交流奨学支援事業費補助、多文化共生いわてづくり事業費補助、海外県人会連携支援事業費補助及びブラジル岩手県人会創立50周年記念事業費補助
IT推進課	移動通信用鉄塔施設整備事業費補助、携帯電話エリア拡大推進事業費補助、民放テレビ・ラジオ放送難視聴等解消施設整備事業費補助及び指定認証機関交付金